

2012年10月9日

平成24年度カワウ保護管理検討会ヒアリング資料
特定鳥獣保護管理計画技術マニュアルに対する意見

(公財) 日本野鳥の会自然保護室
室長 葉山政治

1. 保護管理の体制について

(1) 情報共有

カワウの保護管理の方法が試行錯誤で行なわれており、また年々分布が変化している中では、各都道府県におけるカワウの生息状況、対策の状況、対策の効果測定の結果や有効な対策の具体的な方法論の共有が重要である。

広域協議会を通じて隣接自治体の保護管理の状況を共有することは、各自治体で対策を立てる上で極めて重要と思われる。

環境省の設置された「カワウの保護管理 ぼーたるサイト」は、現在のカワウの生息状況や対策の状況について、関係者が情報を共有するために、極めて有効である。

隣接自治体における対策により、カワウの当該自治体における分布や飛来状況が変化することもあるため、きめ細かな情報交換も必要と思われる。

各自治体等の保護管理、被害対策の実施状況について、情報収集や技術開発を進めていく上で、環境省（地方環境事務所）の積極的関与が必要である。

(2) 保護管理計画の策定の誘導

カワウの保護管理、漁業被害が問題となっている地域の広がり比べて、保護管理計画が策定されている自治体の数がまだ少ない。何らかの誘導策を検討すべきではないか。

2. 生息環境の管理について

(1) コロニーの管理

国有林や国営公園等におけるコロニーの管理が、都道府県の保護管理協議会とは別建てで行なわれているケースが見受けられる。情報共有や協議に齟齬のないようにすべきである。

(2) 公園等の「中の島」の造成時の注意

カワウの生息地において新たに都市公園等に「中の島」を造成すると、カワウのねぐら、コロニーになる可能性が高い。公園の新設や整備を行う場合に、「中の島」造成については、カワウ対策について注意が必要である。もし造成する場合は、カワウが止まれない

構造を作る必要があると思われる。

神奈川県では、中の島のある、川崎市の等々力公園、横須賀市の轡堰、横浜市の境川遊水池公園で、中の島を利用するカワウの個体が増加している事例があり、ねぐらやコロニーの対策が必要になってきている。

(3) 河川環境の多自然化の推進

都道府県における保護管理のための協議会では、被害防除対策の検討に比べて、河川管理者と河川の生息環境の改善について検討する機会が少ないようであるが、アユ等の川魚とカワウの共存のためには、人工化した河川環境の改善について取り組む必要がある。

3. 防除対策について

(1) 鉛弾使用の回避

銃器による捕獲（捕殺）にあたっては、鉛散弾の使用を避けるべき。上水道の水源になっている場合には、上水の鉛汚染の問題、また水底に沈んだ鉛弾を飲み込むことによる水鳥類の鉛中毒症の問題を回避するため。

既に滋賀県では、カワウの捕獲事業において鉛散弾の使用を廃止し、非鉛散弾や非鉛製のエアライフル弾を使用していると聞いている。

(2) 混獲について

カワウの銃器による捕獲にあたって混獲されるウミウ等の対象外の種の捕獲状況について、把握すべきである。ウミウは、県のレッドリストに記載されている地域がある。

また、採食地における防除対策で、張り糸や網を使用する場合、目的外捕獲にならないよう、場所、糸の材質に注意が必要。透明な糸は使用すべきでない。混獲の防止については、地域の自然保護団体からの情報や意見をよく取り入れることも必要である。

(3) その他

- ・銃器や花火、スタータ等による、爆音を利用した追い払いにあたって、周辺住民や河川利用者の理解を得ること、事前に周知を徹底することが重要である。
- ・防除対策を行なった場合の効果測定とその分析が不可欠である。
- ・アユの産卵床の防除にあたって、神奈川県では使用済みの海苔網の活用で効果を得ている。ただし防除できるのは瀬の部分のみで、アユが昼間、過ごしている淵の部分における防除が課題となっている。河川内の逃げ込み場所の創出といった対策が必要と思われる。